JR東海労働組合 名古屋地方本部

業務ニュース名古屋

2020年3月14日 NO.357

発行責任者 荻野 隆一

編 集 業務部

大火傷·滑落

連続し発生した重大な労働災害について議論

12月5日、美濃太田車両区において社員が全身火傷を負う労働災害が発生しました。 また、この事象の後に飯田線で保線係員が70mに渡り滑落したという労働災害も発生して います。

2019年6月、中央線島田トンネルで液剤の発火による火災・労災の発生から日も浅く、 引火性薬剤の使用について警鐘は鳴らされなかったのか。島田トンネルの事象が教訓化 されていないことが新たな労災を産んでいるのではないでしょうか。

また、今回の事象を、職場により伝達があった職場と伝達されなかった職場があります。 また、マスコミにも発表していないようで、旅客から聞かれた場合にどのように対処するのか も徹底されていません。

名古屋地本は、「申9号連続する重大な労働災害に関する申し入れ」の申し入れを行い、3月11日、業務委員会を開催し議論してきました。

申し入れと回答、主な議論は以下の通りです。

【申し入れと回答】

1 美濃太田車両区での事象発生の経緯と原因を明らかにすること。

【回答】 経緯、及び、原因については、現在調査中である。

2 飯田線での事象発生の経緯と原因を明らかにすること。

【回答】 概況 本人は、区の土木テーブル社員2名と共に、鉄道林検査に従事していた。 検査を終えて林道を下る途中、バランスを崩して転倒した。転倒後、斜面 を約70m滑落して渓流内の落ち葉の上で停止した。 原因 落ち葉に足を取られて滑り、バランスを崩して転倒したため。(推定)

3 今後の対策について明らかにすること。

【回答】 対策は、教育の充実、リスクの低減の二つの観点で実施する。

- ・教育の充実 鉄道林の林道や斜面の歩行時に、安全上留意すべき事項を定めた「林道林歩行のポイント」を新たに制定し、一月に現業区の全土木社員を対象とした教育を実施した。なお、来年度以降については、毎年7月に教育を行っていく。また、新たに土木に配属される社員に対する鉄道林内の留意事項の教育を充実させる。(総合研セでの土木基礎講座の講義、現場実習の内容を変更)
- ・リスクの低減 ドローン (R2年1月、山間線区に配備済み)を有効に活用する。

鉄道林内の林道に対する安全昇降設備の整備を安全、計画的 に行う。

- 4 中央線島田トンネルで液剤の発火による火災・労災をどのように周知し、事故防止策を取ったのか明らかにすること。
 - 【回答】 ① 新仕様:硬化促進剤を現地で調合しない仕様に変更。 使用材料、方法を指導文書にて指定。2020年度工事より使用。
 - ② 特殊材料を用いる作業、専門業者による作業を対象に同種リスクを確認した。

道床安定剤等の散布、可変パット、レール溶接、除草剤散布、重機械を使用する作業において事前にリスク管理に重点を置いた打ち合わせを実施する。

- 5 引火性物質の取り扱いを改めること。
- 【回答】 (車両において)火気を扱う作業を禁止するとともに、保管棚等に火気厳禁を 示す表記を行った。

(工務系統)可変パット及びこれと同種の材料は、保線課の指示があるまで使用中止とした。また、その他溶剤を使用する際は、保線課まで報告するよう周知した。軌道工事等で化学物質を使用する場合は、化学物質使用一覧表を確認するように軌道工事等における化学物質の取り扱いについて制定した。

【主なやりとり】

組合:火傷について、大変ショッキングな事象であった。容態はどうか。体を第一に考えてほしい。

会社:本人は入院中である。

組合:そもそも何に引火したのか。

会社:調査が出来ていない。4月に議論する予定である。

組合:滑落について、歩行中に飛び跳ねるなどの行為があったのか。

会社:足を滑らせて滑落した。落ちたときの記憶が無い。

組合:現場力、経験不足などがあるのではないか。

会社:経験豊富な社員と同行している。ヘルメットはしていたが、スパイク付きの靴は履いていなかった。今後は必須とした。

組合:トンネル火災は施設の問題として、(他の現業機関などに) 徹底されていなかった のではないか。

会社:全く知らなかったということは無いと思う。

組合:事が起こると本人を責めがちだが、次を防止する議論を行いたいと思っている。

会社:同意。

以上